

監護相当・生計費の負担についての確認書

私生申注

この確認書は、生計費の相当部分を負担している大学生年代のお子さん（本確認書のお子さん）を含めて、合計3人以上のお子さんを監護・養育している方のみ、提出が必要です。

それ以外の方については、児童手当の支給額（第3子以降の加算額）に影響はないため、本確認書の提出は不要です。

記

1	ふりがな 氏名		生年月日					住所																																				
	いぬやま いちろう 犬山 一郎		平成・令和	16	年	5	月	10	日	犬山市大字犬山字東畑36番地																																		
	個人番号		続柄	職業等（いずれかに○）※		通学先（学生の場合のみ）		卒業予定時期（学生の場合のみ）		申立人による監護相当の状況（いずれかに○）					申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）																													
345678901234		子	学生・無職・その他				令和 年 月		1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）					1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）																														
2	ふりがな 氏名		生年月日					住所																																				
	いぬやま じろう 犬山 二郎		平成・令和	17	年	5	月	10	日	江南市*****																																		
	個人番号		続柄	職業等（いずれかに○）※		通学先（学生の場合のみ）		卒業予定時期（学生の場合のみ）		申立人による監護相当の状況（いずれかに○）					申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）																													
345678901234		子	学生・無職・その他		〇〇大学		令和 〇 年 3 月		1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）					1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）																														
3	ふりがな 氏名		生年月日					住所																																				
※															生計費の相当部分を負担している大学生年代のお子さん（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）について記入してください。 大学生年代のお子さんが就職し、収入がある場合でも主たる生計維持者（請求者）が生活費の相当部分を負担していれば養育しているものとみなします。															「監護相当の状況」と「生計費の負担の状況」の両方について、該当する項目に○をつけてください。 どちらか片方でも○印の記載がない場合は、多子カウントの対象にはなりません。														

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 10 月 1 日
【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 犬山市大字犬山字東畑 3 6 番地

氏名 犬山 太郎